

第14期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第7回専門部会

令和6年12月27日

(午前10時01分 開会)

○井鍋福祉のまちづくり担当課長

それでは、定刻を過ぎましたので、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第7回専門部会を開催いたします。

私、本日事務局を務めます東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の井鍋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第でございます。続いて配付資料です。資料1-1、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況 ハード面・ソフト面(令和5年度末)。資料1-2、都におけるバリアフリー化の進捗状況について(令和5年度末)。資料1-3、福祉のまちづくり事業評価(5か年実績)。資料2、東京都福祉のまちづくり条例 施行規則改正(案)の概要について。

続いて参考資料でございます。参考資料の①、東京都福祉のまちづくり条例。参考資料の②、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。参考資料③、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿でございます。

また、会議室での出席の方には、資料以外に冊子を2点お配りしてございます。東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方(意見具申)。それから東京都福祉のまちづくり推進計画。区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン。心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック。東京都福祉のまちづくり条例整備マニュアル。この5点の冊子につきましては、会議中の参考資料として活用するものでございます。会議終了後に回収いたしますので、お帰り際にはそのまま机上に置いていただきますようお願いいたします。

以上、不足がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。本日はオンラインでご参加いただいている方を含め、23名の委員の方々にご出席いただいております。大島委員、佐藤委員、瀬戸委員はご都合により欠席されております。オンライン参加で、ちょっとまだ参加されていない方がいらっしゃいますが、遅れて参加されると思います。

続きまして、東京都の出席者をご紹介いたします。

渋谷事業調整担当部長ですが、業務都合により本日は欠席でございます。

福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長に任命されておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、長谷川技術管理課長でございますが、業務都合により代理で蟻本主任が出席しております。蟻本主任はオンラインで出席してございます。よろしくお願いたします。

都市整備局市街地建築部、上原建築企画課長でございますが、業務都合により代理で藤谷課長代理が出席しております。

建設局道路管理部、岡部安全施設課長でございます。

○岡部安全施設課長 岡部です。よろしく申し上げます。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課課長でございますが、業務都合により代理で小石課長代理が出席しております。

○小石課長代理 よろしく願いいたします。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございますが、業務都合により代理で加瀬統括課長代理が出席しております。

庁内関係職員をご紹介します。都市整備局都市基盤部、武山交通政策担当課長でございますが、業務都合により代理で奥課長代理が出席しております。

では、議事に入ります前にいくつか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。本日会場にて、傍聴及び取材の方もいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録は東京都ホームページで公開いたします。

また、本日の会議は会議室での参加とオンライン参加の併用方式で開催しており、それぞれご注意いただきたい点がございます。委員の方には、視覚や聴覚に障害がある方もいらっしゃいます。本日オンラインでご参加の方もいますので、ご発言の際には冒頭にお名前をつけていただくようお願いいたします。会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際は、職員がマイクをお持ちいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのごお願いでございます。ご自身の発言時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。発言の際にはMicrosoft Teamsの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げて挙手をお願いいたします。また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択しメッセージを送信してください。メッセージが送信できない場合などは、事務局からの本日の会議の案内メールに返信する形でご連絡ください。

それでは、これ以降の進行につきましては高橋部会長をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 部会長の高橋です。皆さん、こんにちは。

年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。オンラインのご参加の皆様、7名ほどというふうに聞いておりますけれども、どうぞひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、今日は先ほど課長のほうからお話がありましたけども、いくつか報告案件等があるということですので、ほぼ1時間弱ぐらいになるかと思っておりますけれども、ご協力をお願いをしたいと思います。

それでは早速ですが、お手元の会議次第に沿いまして、議事（1）のほうに入らせていただきます。「東京都福祉のまちづくり推進計画」（2019年度～2023年度）における事業実績についてということです。こちらのほうの説明をまずお願いをしたいと思います。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 私から説明させていただきます。

「東京都福祉のまちづくり推進計画」（2019年度～2023年度）における事業実績（令和5年度末）時点について、まず資料1-1を用いて説明させていただきます。

資料1-1及び1-2、1-3も含めてですけれども、この福祉のまちづくり推進計画の5か年の実績をまとめた資料でございます。計画については昨年度末で終了しております。このタイミングで報告させていただくものです。基本的にはこの1-1を使って説明いたします。

まず1-1の1枚目でございます。都におけるバリアフリー化の主な進捗状況のハード面ということでございます。令和5年度末時点です。

これを見ていただきまして、真ん中の図にありますとおり、鉄道駅、建築物、道路、公共交通というジャンル分けをして、それぞれに主なものを記載してございます。

この中で左、一番上の左から二つ、エレベーター、それから車椅子使用者対応トイレ、中段の右側、ノンステップバス、こちらについては令和元年度末でもう90%以上を超えている状況でした。これがさらに進んで、それぞれ100%に近い数字になっているものです。

エレベーターであれば令和5年度末で98%の整備状況、それから車椅子使用者対応トイレは令和5年度末97.5%、ノンステップバスは96.6%となっております。

なお、それぞれ都営地下鉄及び都営バスに関しては100%の整備状況となっております。それ以外ですけれども、上段右側の宿泊施設のバリアフリー化、これは建築物に関することですが、こちらは令和5年度の実績として13件です。それからその隣、上段の右端ですが、ユニバーサルデザインタクシーの導入支援ということでこれが令和5年度末で1万8,000台近くということでございます。

それから中段左側、ホームドアの整備状況です。令和元年度末では5割にはまだ満たないでいたところ、令和5年度末は55.8%ということでございます。これも、都営地下鉄に関しましては100%の整備状況となっております。

下段に参ります。下段一番左側、こちらは都内エスコートゾーンの整備箇所数でございます。令和元年度末で695か所のところ、令和5年度末で859か所まで進んでいます。

それから真ん中辺、左から二つ目、都道のバリアフリー化です。特定道路等の整備ということで、こちらは令和元年度末119キロだったところ、令和5年度末で153キロというところ です。

その隣、都道の無電柱化です。第一次緊急輸送道路の無電柱化ということで、こちら令和2年度末で38%、うち環状7号線は52%ということで、これが令和5年度末で45%、環状7号線に関しては74%となっております。

それから下段の一番右側、まちの面的なバリアフリー化ということで、こちらが令和5年度末においては、基本構想として21区10市、移動等円滑化促進方針で6区3市

という実績になっています。

続きまして2枚目でございます。

バリアフリー化の主な進捗状況の、令和5年度末でのソフト面の状況です。大きく左側が情報バリアフリー、右側が心のバリアフリーとなっています。

順に簡単にご紹介します。左側、情報バリアフリーの上段の左側、車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化というのを実施いたしました。令和5年度約9,000基のオープンデータ化をしています。その隣、バリアフリーマップについて、バリアフリーマップの作成・更新に取り組む区市町村を支援してきました。こちらは令和5年度実績で7区2市です。

中段はとうきょうユニバーサルデザインナビ、「誰もが外出に必要な情報が集約されたポータルサイトの運営」でございます。

一番下、「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」と言いまして、遠隔手話通話システム等を導入したタブレット端末機器を都庁内に貸出したり、それから遠隔手話通訳ですとか、電話代理支援サービスの提供といったことを実施しています。

右側に参ります。心のバリアフリーについてです。一番上がユニバーサルデザイン学習、学校等での体験学習等に取り組む区市町村支援です。令和5年度は9区3市に実績がございます。

中段左側でございます。高齢者・障害者などの当事者参画の取組です。区市町村による当事者等が参加したまち歩き点検、それから整備等を促進してまいりました。令和5年度実績で19区13市、二つの町でございます。

その隣、心のバリアフリーのホームページ、こちらは令和5年度に開設いたしました。現在も運用しており、様々な心のバリアフリーについて学べるコンテンツを掲載しています。広告動画ですとか、作成した解説動画などもここに掲載しています。

一番下に参ります。都民への普及啓発、心のバリアフリーに関する都民への普及啓発ということで、まず小・中学生を対象としたポスターコンクールの実施、それから障害者等用駐車区画の適正利用の普及啓発、ヘルプマークの普及啓発といったところです。

簡単ですが資料1-1に関する説明は以上でございます。

続いて、資料1-2と1-3についても少しご紹介いたします。

資料1-2に関しましては、この都におけるバリアフリー化の進捗状況に関して、5か年の実績をまとめたものではございますが、結構長くなりますので、ご紹介までとさせていただきます。

こちらは基本的には、計画の冊子に沿った形で、文章で実績が書いてあるものでございます。五つの視点ごとで、その五つの視点の中のそれぞれの項目ごとに、基本的には計画の冊子と対応しておりますので、一緒にご覧いただければと思っております。

1ページ目に五つの視点の一つ目で、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバ

リアフリーの推進。それから中ほどに行きまして4ページ目が二つ目の視点で、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備の視点でございます。それから後ろのほうで7ページ目からが三つ目の視点で、災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進、その下のほうに四つ目の視点で、様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進、次は8ページ目の下のほう、都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進、これが、前期の計画の五つ目の視点でございます。

このように各局で提出された実績をまとめてございますので、ご確認いただければと思います。

それから1-3でございます。印刷の資料ではA3横にまとめた少し大きめの資料となっております。こちらと同じく前期の2019年度から2023年度までの福祉のまちづくり推進計画の事業の実績ですが、これは個別の122の計画事業それぞれの実績を載せたものです。順に1から122番目まで、かなり長くなっていますが、そのような資料となっております。

見方だけ少しご説明しますと、一番左側の事業番号というところ、これは通し番号でございます。1から122までの通し番号が振ってあります。その右側の取組というところの番号ですけれども、このうちの左側に関しては先ほど言った1から5、五つの視点のどの視点かというところでございます。右側の番号に関しては、その中の番号が振ってあるということでございます。これも計画の冊子に基本的には沿って書いていますので、細かい資料になりますけど、ご確認いただければと思います。

簡単ではありますが、私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。資料1-1、それから1-2、1-3ということで、特に1-3については、A3の用紙に、手元の配付ではA3の用紙になっておりまして、かなり細かい122事業の詳細が書かれています。これを一つ一つ説明をいただくととても時間が足りないかというふうに思いますけれども。

まず、資料1-1あるいは資料1-2辺りでご意見、ご質問等ありましたらお願いをしたいと思いますが、よろしくお願いたします。オンラインの参加の方々も、ぜひ挙手機能を使ってご意見、あるいはご質問等をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。それではいかがでしょうか。

比留間委員、お願いたします。

○比留間委員 比留間です。

今資料1-1を説明いただいたところで、宿泊施設のバリアフリー化について質問します。修繕等の支援、これは公募でしょうか。もし公募ならば、どのくらいの応募件数があったのか、お教えてください。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。比留間委員のほうから宿泊施設の資料1-1のちょうど右の上の辺りにありますけれども、宿泊施設のバリアフリー化ということで、実

績が13と書いてありますけども、これは募集されて実際に実績として支援した部分なのかどうか、その母数ですね。それについて教えていただきたいということですが、お分かりになりますでしょうか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 すみません、今手元に資料がないものですから、確認して後日メールか何かでご回答しあげますので、よろしいでしょうか。

○比留間委員 はい、ありがとうございます。

○高橋部会長 こちらのほうは東京の2020大会目がけて、目途にして進められたバリアフリー化で、かなり全国的にも頑張っている事例かというふうに思います。この後、観光庁の宿泊施設のバリアフリー化も同時に進められているところですが、恐らくホームページ等で具体的な数字が出ていたかというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。越智委員、その後市橋委員、市橋さんも手を挙げられました。川内さんはよろしいでしょうか。その後じっくりと。

越智委員、お願いします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟、越智です。

発言の前に、ちょっと個人的なことなんですけれどもお話をさせてください。12月の初めにちょっとコロナに感染しまして、また妻がインフルエンザにちょっと感染しております。皆さんもお気をつけください。

そして質問ですが、情報バリアフリーのところですが、デジタルを使ってコミュニケーション支援をするということがあります。デジタルサービスの局もあるということで、いろいろな活動もされていると思います。デジタルの活用はよいと思います。ただ、デジタルにこだわり過ぎるのもよくないのではないかと考えております。頼り過ぎるのもよくないのではないかと考えています。デジタルを使いこなせない場合には、サービスを受けられないという面もございます。

デジタルサービスのほうでも高齢者のろう者、使いにくいろう者もおりますので、講習会などの取組もやっております。私たちも協力はしております。いろいろそういうことも活動もしておりますが、なかなか使いづらいという方もまだいらっしゃいます。

ですので、デジタルにこだわり過ぎない、頼り過ぎない、デジタルはきっかけとして考えていただいて、個人、個人を支援するということに関わる形のほうがいいのではないかと考えております。

情報バリアフリーと心のバリアフリーと分かれておりますけれども、切り離すのではなくて、情報バリアフリー、その中のデジタルの面と情報バリアフリーにも人としての、上手につなげて、そういうような支援もあったほうがいいのではないのかなと思います。こちらで検討していただけたらよいかなと考えております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。意見ということでお伺いしておいてよろしいで

しょうか。

○越智委員 意見でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。デジタルだけに頼らないということですね。つながりについてということですけども、併用して進めていく、拡充していくことが重要かというふうに思います。

○越智委員 つなげて進めていただけたら。

○高橋部会長 分かりました。それから二つ目は、情報バリアフリーと心のバリアフリーを別々に事業報告としてありますけれども、切り離さないで進めていただきたいというご意見でした。ありがとうございました。

それでは、市橋委員お願いいたします。

○市橋委員 障都連の市橋です。

この資料を前に送っていただいて、読みながらやっぱり前進したなという感じを持ちました。

僕は第1期から委員を続けさせていただいて、14期だということで満24年、25年ぐらいかな、四半世紀今やって、例えばエレベーターなんか100%行ったというのはすごい成果だと思います。

ただ一つ、ちょっとやっぱり文句言いたいのは、例えば全駅のエレベーター設置率は100%に達してしているけど、例えばユニバーサルタクシー、これは何%か、東京都の登録のユニバーサルタクシーの台数っていうのは調べがつくのか、いかに頑張るか、なるべくそういう計画は統一してもらいたいなと思いました。

というのは、例えば新しい時代に入るんだなということを感じています。例えばユニバーサルタクシーで言えば、これからはライドシェアが入ってくる。それからそれとの関係はどうするかということは私たち、やっぱり言っていかなければならない。バスで言えば北海道だかどこかが、要するに運転手がないバスが走り始める。怖いなと思いつつながら、僕らの視点でどう考えたらいいか、やっぱり考えていかないといけないんじゃないか。

そういう意味では鉄道駅や、あるいは山手線で運転手がない電車が走り始める。そういう時代を迎えるときに、僕らが単にバリアフリーということだけじゃなくて、ある程度そういう事態が続いているという意味では時代が続くとともに、それに関する僕らの視点が非常に重要だなと感じます。

そういう意味では、14期が終わる中で15期に入って、やっぱり、多くの障害者団体の意見を聞く機会をもっと増やす計画が必要。もっと言ったら実際に町を歩いてみると、あるいは生活感がある人、生活感がないとは言いませんけれども、やっぱり障害者団体、僕なんかまあ、生活感がないなんてよく言われることがあるけれども、もっともっと生活感がある人の意見を聞けるように、あるいは様々な、僕がやっぱり車椅子に乗ると、話が長くなるので全部はやめますけれども、車椅子に乗っているのと歩くのと

やっぱり違うなということを日々感じるがあります。

そういうことをやっぱり15期では計画を出すときにそういう視点をきちんと新しい感覚でやらないといけないなと思います。

それから、先ほど越知委員が言われたように、心のバリアフリーとデジタル化の問題もそうです。やっぱりデジタル化が進むと、デジタルを使いこなせない人にとっては、逆に壁に進んでいる感じがします。

僕も息子に勧められ、おやじ、やっぱりスマホを使ったほうがいいよということがあって、これは孫の写真がすぐに送られてくるからやることにしたのですがけれども、例えばこれでメールを打とうとすると、例えば「あ」を打つと、しばらく続くと「い」を押しちゃうんですね。そういうところが僕は絶対に使いづらい。

変えようと思ったら変えられるので今度、業者に行ってみようと思うんですけど、びっくりしました。そういう意味では、僕は心に秘めていることはやっぱり黒いダイヤル付きの電話しか使えない人に情報量をきちんと伝えることができるような社会をつくっていこう。これがやっぱり我々の一つの目標ではないかと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。たくさんいただきました。

最初はこの福祉のまちづくりが、1期から関わってきて大変進んできたという、そういう評価をいただいております。ただバスの話、あるいはデジタル化の話も含めて、本当に生活者のところに届いているような作り方なのかということをもう一度検討してほしいというお話がありました。

電話についてはまたいろいろと議論しなければいけないかもしれませんけれども、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。星委員、お願いいたします。

○星委員 国立特別支援教育総合研究所の星でございます。

私、2の(2)の公園等におけるバリアフリー化の推進のところなんですけれども、今保育園ですとか幼稚園等で、障害のあるお子さんたちが本当に障害のないお子さんと一緒に生活する、活動するという場面がとても多くなってきていて、それは本当に小さいときから共に生活するということの重要性だというふうに思っています。

そういう中で、公園で遊具を設置するという取組を東京都のほうで進めていただいている、資料の1-3のところでは障害のある子供も共に楽しめる遊具の設置というのが、今5公園、五つの公園で進められているということなんです、これすごく保護者の方にとって好評で、わざわざ少し遠くてもあそこの公園の遊具でブランコに乗れるからだとかいろんな保護者の声を私も聞くことがあると、ぜひこれは5公園にとどまらず今後進めていただきたいなというふうに思っているところです。

あまり目立たないんですけれども、でも本当に外で思い切り障害のある子供たちが安心して楽しめるスペースがあるということは、やはりバリアフリーにとってはとても大きな意味があることではないかなと思うので、ぜひその点、ちょっと令和元年と5年と

5公園にとどまっているので、その辺りご検討をお願いできればなというふうに思いました。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。公園についての様々な子供たち、児童あるいは幼児の方々もいらっしゃるかもしれませんが、障害のある児童、幼児の方、あるいは児童の方々、子供たちが利用できるような公園の整備というリクエストです。ありがとうございます。

一つだけ、先ほど市橋さんの質問で、UDタクシーの割合の話がありましたけど、この1-2のほうの資料で約4割という記述がありますので、確認をしておいていただければと思います。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。オンラインの皆様、大丈夫でしょうか。

それでは、時間の関係もありますので次の議題に移らせていただきたいというふうに思います。

二つ目ですけども、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正についてということです。お手元の資料等で説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 井鍋福祉のまちづくり担当課長 引き続き私から、井鍋から説明をいたします。

東京都福祉のまちづくり条例の施行規則改正（案）の概要でございます。資料2です。

こちらは改正の目的というか背景としましては、バリアフリー法の施行令の改正がございました。こちらが令和6年、今年の6月に公布されまして、来年6月1日に施行となっています。それに伴って、福祉のまちづくり条例と各基準との整合を図る、このための改正を行うものです。国のバリアフリー法に合わせたの改正ということでございます。

資料の中段の主な変更点、大きく三つございます。基本的には同じような話で、場面が違うということです。

まず一つ目は、トイレに係るバリアフリー基準の見直しということで、現行としましては建築物に1以上、車椅子利用者用便房を設けるとなっております。これは一つの建物に1以上ということです。これが改正後は、原則、建築物の階、フロアごとですね、各階に1以上、車椅子利用者用便房を設けるというふうにするということです。

二つ目が駐車場に係るバリアフリー基準の見直しです。現行については、駐車場には車椅子利用者用駐車施設を1以上設けるとされています。これを改正後、原則駐車施設の数に応じ、一定数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けるとなります。

ちょっと詳しく下に書いてありますが、駐車施設の数が200以下の場合は、当該施設、駐車施設の数の2%以上、駐車施設の数200を超える場合には、当該駐車施設の数1%プラス2以上ということがございます。

三つ目が、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直しです。これが現行は客席ごとに1以上車椅子利用者用部分を設ける。ちょっと分かりにくいんですけども、客席

というのは1個1個の客席ということではなくて、例えば映画館であれば、一つのスクリーンがある一つの部屋ということですか、あとホールだったら一つのホールとか、そういった意味でのその一つを客席と言っています。これを一つのホールとか、一つの映画館のスクリーンの部屋ごとに車椅子使用者用部分を設ける、というお話でございます。これが、今までは一つで、車椅子使用者部分を1以上であったものを、改正後は座席数に応じて一定数以上の車椅子使用者用部分を設けるというものになります。座席数が400以下の場合は2以上です。座席数が400を超える場合は、当該座席数の0.5%以上というふうになる予定でございます。

いずれも、現行よりも厳しくするというものでございます。少し補足させていただくと、いずれも都の福祉のまちづくり条例では、努力基準とか望ましい整備という基準では既に設けられているものでございます。

例えば一つ目のトイレの部分では、階ごとに1以上というのは、現行では福祉のまちづくり条例で望ましい整備とされているものが、これが必須になるというもの。

二つ目の駐車場に関しては、現行の福祉のまちづくり条例では同じ内容が努力基準とされておりまして。これが必須になるということでございます。

三つ目に関しても、400というラインが、福祉のまちづくり条例の場合は200というラインも努力基準となっています。この努力基準はそのまま、必須の方が国と同じく400を超えるところで2以上もしくは0.5というふうになる、ということです。基本的に国の改正に沿ってやっていくというものでして、今後のスケジュールとしましては、令和7年、来年の3月に公布予定です。同年6月に国と同じタイミングで施行を予定してございます。

説明は以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。国の政令改正、バリアフリー法の施行令ですね、政令の改正に伴い福祉のまちづくり条例の施行規則の改正ということです。

こちらについては、今トイレ、駐車場、劇場等の客席に関わる基準ですけれども、皆様方からのご質問等、もしありましたらお願いをしたいと思います、よろしく願います。

○比留間委員 いいですか。

○高橋部会長 比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 説明ありがとうございました。

駐車場についてです。これ50以下のことは想定していないのですか？駐車場の数が50以下だったら1にならないですよ。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 その場合は1ということですね。

○比留間委員 なるほど、分かりました。

○高橋部会長 川内委員、お願いいたします。

○川内委員 川内です。

2点あります。

まず駐車場に関してですけれども、私も車を運転しますけれども、今すごく感じているのは、車椅子利用者用駐車施設を設けたところで足りないんですね。なぜ足りないかという、何か誤解があって、65歳以上の方はどんどん止めているんです。

だから、高齢の方用の駐車スペースというような誤解があって、これは、東京都は警視庁、警視庁をお持ちという言い方もおかしいけど、免許の更新講習か何かのときにぜひあの駐車スペースの意味というのを教えていただかないと、これは幾ら作っても足りないと思います。なので、使い方というものを、まだ社会の方々があまりよくご存じないので、その使い分けというのをぜひやっていただかないといけないだろうなというふうに思います。これが1点、意見です。

それからもう一点はトイレに関してですけれども、これ原則建築物の階ごとということ、原則というのが私はとても重要だと思っているんですけれども、今回のバリアフリー法の改正にもこのように、原則は階ごとだけでもそうでない場合もオーケーだよというようなことが書いてあります。例えば5階建ての建物で原則1階ずつということになると、各階に合計その建物では五つのトイレがあるわけですが、混雑緩和という観点から見ると、1か所に複数のトイレがあったほうが、非常に効率がいいんですね。なので、設計のどういふのかな、自由度というか、それを担保する意味でも、例えば奇数階ごとに二つずつ設けますとかというようなやり方も一つの解決策だろうと思っているんです。一つしかない、やっぱりそこを使用する方は結構長時間占有するので、結局のところは、車椅子使用者はエレベーターに乗ってよそに行かなくちゃいけない。それが二つあると回転率がすごくよくなるんです。なので、これはあんまり硬直的に運用されずに、しばらく様々な設計というものを社会実験のように試してみて、どれがいいねというのを10年先か何かにだんだん分かってくるとかいうようなものではないかと思っているので、あまり硬直的な運用をしていただかないようにということをお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

二ついただきました。一つは駐車場の基準が強化されるけれども、それについて現行では様々な利用の仕方がされているということ、それについて講習等をお願いできないかというご意見です。これについてはいかがでしょうか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 講習等というところはまだこの場でお答えはなかなか難しいんですけど、ただ駐車場、車椅子利用者等駐車施設の不適正利用に関しては、こちら課題というか問題と思って認識しておりまして、心のバリアフリーの中の一つの取組として適正利用の促進というものを以前から進めておりますので、引き続きこちらのほうは続けてまいりたいと思っております。

○高橋部会長 埼玉県あるいは千葉県で先行しているようなパーキング・パーミット制度

導入も、東京都も進めたほうがいいのかという感じがします。もう既に検討はされているのかも、しているのかもしれませんが、やはり車椅子使用者用の駐車区画とそれ以外でも優先的に利用したい人たち、いろんな事情があると、一時的なげがなんかもあるかもしれませんが、そういうことを全国でやっておりますので、そういうことをそろそろ東京辺りも考えないといけないような時期に差しかかっているというふうに思います。これは私のほうの、部会長ということじゃなくて個人的な要望です。ありがとうございます。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 1点補足させていただいてもよろしいでしょうか。先ほどの適正利用の推進ということで、車椅子使用者用ともう一つ優先駐車区画というのが必要だというふうに都として考えておりました、優先駐車区画の拡充というのは進めているところでございます。

車椅子をお使いの方が、車椅子使用者用駐車区画を当然使わなきゃいけないので、車椅子ではないんだけど歩行に困難があったりとか、高齢の方であったりとか、例えば妊婦さんであったりとか、そういった方に使っていただけるような優先駐車区画というのを、車椅子使用者ほどの厳しい基準ではなくて、例えば幅ももう少し狭くていいとかという形にして、優先駐車区画を設けていただくように、東京都では今進めているところでございます。

以上です。

○高橋部会長 川内委員。

○川内委員 川内です。

車椅子マークのついた幅広の駐車区画と、それからついていない一般の駐車区画というこの二つしかないシンプルなものでも、使い分けられないんですよ。それをさらに幅広で車椅子マークついたのと、幅は広くないけど優先駐車区画のマークがついたのと、それから全然マークのついていないものが、三つに複雑にして使い分けられるとはとても私は思えません。

なので、パーキング・パーミットもそうですけれども、神奈川なんかもやり始めていますけれども、パーキング・パーミットは実は、運用していくとだんだんパーミットを出す人たちの対象が広がっていくんですよ。しかも、例えば妊娠中の方々なんかは、子供を産んだら終わるはずですよ。そういうふうな更新とかいうことも当然かかってきますしということで、そのパーキング・パーミットをやるとしたら、きちんとこういう方々には出すんですよ、こういう方には出さないんですよというのをなし崩しにならないようにやらなくてはいけないというのがあります。

それから、ほかの自治体でパーキング・パーミットを持った人が東京都に来て止められるのかというような話も当然出てきますよね。ですから、パーキング・パーミットは私も高橋先生がおっしゃるようにやるべきだとは思いますが、運用を各自治体の失敗例というのもいっぱいあるので、その辺も十分検討してやっていただければなとい

うふうに思います。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。既に都の福祉のまちづくり整備マニュアルでは、今優先区画の話も出ていますけども、それをもう一歩進んで制度化をしていくという、そういう段階に来ているというそういう意見です。ありがとうございます。

それからもう一つはトイレについて、まだ試行的にどうなるかということはありませんけれども、柔軟に対応していかなければいけないのではないかということの川内さんの、川内委員のご意見です。ありがとうございます。当然だというふうに思います。

ほかは。市橋委員、よろしくをお願いします。

今二條委員も手が、次に二條委員。

- 市橋委員 市橋です。

川内委員が言ったみたいに、条例改正ではなくて本当に実際にどうなのか、きちんと議論したほうがいいんじゃないかな。川内委員が言うように確かに僕の思うのは、2個以上あると、トイレが、非常に便利だと。駅で二つあるトイレだと非常に効率がいいと思いますけど、一回建築物を建てるとそれで終わっちゃう部分があるので、実験をしてよく調べていく必要がある。そういう幅を持たせて条例改正の議論をここでは、あるいは議会でもやってもらえるような働きかけが必要かなと僕は思います。

そういう意味では例えば劇場でも席を設けるところに、競技場を造るときに、いろんなところに車椅子席を置こうよということがあって、あれはやっぱり画期的な僕らもやっぱり視点を変えて、劇場でも前のほうで見たいとか、後ろのほうで見たいとか、例えばオーケストラだとか歌劇なんていうのは様々な意見がある。歌舞伎なんていうのは、見る位置によってすごい違うわけで、そういう意味では議論を深めていく上で実際の条例とこれから進むべき道と結構課題が多いかということを感じました。

- 高橋部会長 ありがとうございます。トイレの話、先ほど川内委員の話の続きになるかというふうに思いますけども、少し実験的な部分も含めてやって進めていく必要があるのではないかと、複数階ですね。恐らくこれも施設の規模だとか用途だとか、1階に何が入ってきていて、2階、3階に何があるのかということとも関連してくるかというふうに思いますけれども、様々なシミュレーションが必要になってくるだろうというふうに思います。

それから車椅子席について、オリパラのときにいろいろ水平、垂直の分散が成功したかというふうに思います。実際には無観客でやられたのでその成果がどこまでかというのが検証し切れていない、私たちも知らないんですけども、そういうことについての部分についての評価だと思います。

それでは、二條委員、お願いします。

- 二條委員 二條です。

私もちよっと皆さんがおっしゃっていたことと重なってしまう部分なんですけど、駐車

場の利用に関しては私も車椅子ユーザーとして、ちょっと本来利用すべき方ではない方が利用している機会に遭遇することがやはり多いなというふうに感じています。アメリカですと、もう道路交通法に違反してしまうというそういった罰則もあるほど法律できちんと定められているような状況なので、やはり必要な人にきちんと行き渡るような条例が必要なのではないかなというふうに感じています。

そういったなぜ必要なのか、広いスペースが必要なのかということが、まだ皆さんに認知されていないのかなというふうにも感じていますので、どういうふうに伝えていくか、現在車を利用するような年代の方だけではなくて、これからの世代の学校教育の中でも伝えていくとか、そのような形である意味育てていくとか、認識を広げていくために方法も考えていかなければいけないのではないかなと感じています。

また、3番の座席の件なんですけれども、先ほど市橋さんからもありましたとおり、私も場所を、見る場所を自分でチョイスできるような形が望ましいと思っています。でするので、一定数の車椅子席を必ず設けるということ以外に、可動式の通常の座席でも使用できるし、車椅子ユーザーの席として拡大したい部分は後から可動式で車椅子用に変更もできるというような形で、もう少しフレキシブルに対応できる席を増やしていくことにより、それも可能になってくるのかなと思います。

先ほどご説明の中で、国の基準と一致しているというふうお話がありましたが、東京という町がさらに福祉に優しいまちづくりをされているということ全国の皆さんのリーダーのような存在になってもらいたいなという思いもありますので、そういった国の基準を上回る基準を東京都として出していくこともいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○高橋部会長 二條委員、ありがとうございます。二條委員のおっしゃるとおりだという、私も同感ですけども、やはり東京都としてこれまで国の様々なバリアフリー施策のリード的な役割を果たしてきましたので、国の政令の改正に呼応する、呼応しながらもさらに先ほど申し上げましたけどオリパラを経験していますので、文化、スポーツあるいは芸術活動についての様々な場がたくさんありますから、そういう点では東京なりの全国のモデルになっていくようなものを進めていくということは、当然のことかというふうに思います。そういうことについても次期の場で検討できるかどうか分かりませんが、宿題として事務局のほうにはお渡ししておきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それから学校教育の部分ですね。駐車場の問題も含めてです。こちらのほうも国のほうではパーキング・パーミット制度を推奨する立場に進めていますけれども、罰則規定についても同時に議論を2回ほどしていますね。ただ実際にはそこまでには至っていないというようなことになっておりますけど、こういうことも含めて東京都にさらに一層努力していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、まだあるかもしれませんが、また事務局のほうにお寄せいただいて、時間的にいっぱいいっぱいになってきてしまいましたので、今日の推進協議会の専門部会の議事としてはこれで終了ですけれども、事務局のほうから何かありますか。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長

本日、第14期福祉のまちづくり推進協議会の最終回でございます。特に今期、14期は福祉のまちづくり推進計画の策定等ちょっと大きな事項もありました。その中で2年にわたりまして東京の福祉のまちづくりの推進にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局一同、御礼を申し上げます。

次回は第15期になります。時期についても、委員をお願いする方には開催に近づきましたら、事務局より日程調整のご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、机上の資料のうち、冒頭申したとおり5点の冊子については事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。

繰り返しますが、先ほど質問が幾つかありましたので、それについてはこの専門部会の終了後、来年になっちゃうかもしれませんが回答をぜひ、少なくとも質問者のほうには伝えられるようお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、専門部会はこれで終了ということで、第14期がこれで終了する形になります。本当に2年間ありがとうございました。これで今日の専門部会を閉会とさせていただきますと思います。ありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。

○井鍋福祉のまちづくり担当課長 以上で、専門部会は終了いたしました。

(午前10時57分 閉会)